

香川県産業交流センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第26号

香川県産業交流センター規則の一部を改正する規則

香川県産業交流センター規則（平成6年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第7条、第8条関係） 1～4 略 5 附属設備及び器具の使用料				別表（第7条、第8条関係） 1～4 略 5 附属設備及び器具の使用料			
区	分	単 位 (1日につき)	使用料の額	区	分	単 位 (1日につき)	使用料の額
略				略			
	コードレス電話機	略			コードレス電話機	略	
	ホワイトボード	略			<u>高所作業台</u>	<u>1台</u>	<u>2,360円</u>
	略				ホワイトボード	略	
					略		

第1号様式（第5条関係）

略

略

注 略

利用日程

略

注 略

附属設備及び器具

品 目	単位	利用日及び利用数量												
		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	計
略														
コードレス電話機	略													
ホワイトボード	略													
略														

第1号様式（第5条関係）

略

略

注 略

利用日程

略

注 略

附属設備及び器具

品 目	単位	利用日及び利用数量												
		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	計
略														
コードレス電話機	略													
高所作業台	台													
ホワイトボード	略													
略														

第2号様式（第6条関係）

略

略

注 略

利用日程

略

注 略

附属設備及び器具

品 目	単位	利用日及び利用数量												
		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	計
略														
コードレス電話機	略													
ホワイトボード	略													
略														

第2号様式（第6条関係）

略

略

注 略

利用日程

略

注 略

附属設備及び器具

品 目	単位	利用日及び利用数量												
		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	計
略														
コードレス電話機	略													
高所作業台	台													
ホワイトボード	略													
略														

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる